

ちょっと気になる「資産運用」「保険」「年金」などお金についての話題をお届けします。

9月になりました。

今年も残すところ、あと4か月。
本当に1年が過ぎるのは早いですね。
「そのうちやろう」と思っているうちに、時間はどんどん過ぎていきます。
できることは後回しにせず、さっさとやる。
やりたいことも、先延ばしにしない。
人生は思っている以上に短いからこそ、今できることを大切にしたいと思っています。
そして、お金にも時間にも余裕がある、そんな日々を過ごしたい。
そのために、私自身も日々考えながら行動しています。

さて、**9月1日は「防災の日」**です。
1923年9月1日に発生した関東大震災を教訓に制定されました。

今年7月28日には、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.1、最大震度7の「令和8年熊本地震」が発生しました。

災害は、「いつか起こるもの」ではなく、いつ、どこで起きてもおかしくありません。
だからこそ、防災の日をきっかけに、今一度、身の回りを確認しておきたいですね。

- ・非常食や飲料水の備蓄
 - ・避難場所や避難経路
 - ・家族との連絡方法
 - ・懐中電灯やモバイルバッテリーなどの防災用品
 - ・火災保険や地震保険の補償内容
- 「分かっているつもり」でも、いざというときに困らないよう、定期的に見直しておくことが大切です。

災害時には「二次被害」にも注意

そして、もう一つ気をつけたいのが、災害に便乗した悪質商法や詐欺です。
過去の災害時には、住宅の修理など直接的な被害に関するものだけでなく、
「屋根が壊れているので、無料で点検します」

などと持ちかける「点検商法」や、貴金属の訪問購入、義援金を名乗る詐欺など、さまざまなトラブルが発生しています。
災害で大きな不安を抱えているときほど、冷静な判断が難しくなります。

「今すぐ修理しないと危険」
「特別に安くしておきます」
「義援金に協力してください」



など、焦らせたり、不安をあおったりする話には要注意です。
災害への備えは、非常食や防災グッズだけではありません。

「保険」「お金」「家」「家族との連絡方法」など、暮らし全体を見直しておくこと。

これも大切な防災のひとつです。
9月のスタートに、ぜひ一度、ご家族と一緒に「もしものとき」のことを話してみてくださいね。

「みらいのお金クリニック」
アルシアコンサルティング株式会社
深川 恵理子
〒251-0023 神奈川県藤沢市鵠沼花沢町2-3PHビル2階
TEL 0466-54-8417 CALL 090-8437-5259

[HP click](#)◀ [Blog click](#)◀ [LINE friend](#)◀ [X follow](#)◀



特殊詐欺被害、過去最悪の1,816億円に

警察庁の発表によると、令和8年上半期の特殊詐欺は、認知件数22,031件（前年同期比+18.3%）、被害額1,816.2億円（同+51.7%）と、件数・金額ともに大幅に増加しました。1日当たりの被害額は約10億円、既遂1件当たりの被害額は840万円（同+28.1%）にのぼり、被害の高額化が進んでいます。被害金の受け渡しは「振込型」が過半数を占める一方、暗号資産を悪用する手口も急増しています。

中でも急増しているのが「SNS型投資詐欺」です。認知件数5,893件（同+105.1%）、被害額797.9億円（同+126.0%）と前年のほぼ2倍に達し、被害総額の43.9%を占めています。年代別では50代・60代が認知件数の53.0%、被害額の59.5%を占め、資産形成世代が主な標的となっています。既遂1件当たりの被害額は1,362万円と、全体平均を大きく上回ります。接触の入り口では、InstagramやX、YouTubeなどのバナー広告や投稿が急増しており、その後LINEに誘導して送金させる手口が定着しています。

警察官などを装う「ニセ警察詐欺」も、被害額507.9億円（同+27.3%）にのぼります。

「ニセ警察詐欺」の接触手段の98.2%を電話が占め、「あなたの口座が犯罪に使われている」といった言葉から始まり、高齢者だけでなく20代・30代を含む幅広い年代に被害が拡大しているのが特徴です。心当たりのない儲け話の広告やDM、不審な電話には、まず疑ってかかることが被害防止の第一歩です。

こうした中、令和8年熊本地震（7月28日発生）では、堀井消費者庁長官が8月6日の会見で、発災から9日間で地震関連の消費者相談が約10件寄せられたことを明らかにしました。

平成28年の熊本地震では、発災後1か月間で752件の相談が寄せられており、長官は今後も問い合わせが増えていく可能性があるとの見方を示しています。さらに8月13日には千葉県を記録的な豪雨が襲い、甚大な被害をもたらしました。相次ぐ災害を受け、今後は千葉県内でも同様の便乗トラブルが懸念されます。

トラブルは、被災地内で発生する住宅修理などのほか、被災地の内外を問わず発生する点検商法や義援金詐欺に大別されます。国民生活センターには、SNSでフォローしていた飲食店アカウントのDMから、商品購入で被災地に寄付でき、購入額以上が返金されるとして誘導され、最終的に計10万円をだまし取られたという相談も寄せられています。

自治体などの公的機関が電話で直接義援金を求めることは基本的にありません。寄付先の活動状況や振込先名義をよく確認し、不安を感じたら消費者ホットライン（188）や警察相談専用電話（#9110）へご相談ください。

